

意見書（登園許可書）※医師記入

平山こども園 園長殿

児童名

年 月 日生

該当疾患に○	疾患名	登園停止期間の基準 ※以下の基準に基づき、主治医が判断する
	麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過していること
	インフルエンザ	発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 3 日経過していること
	新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日を経過し、かつ症状が軽快してから 1 日を経過していること
	風しん	発しんが消失していること
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが、かさぶた化していること
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の膨脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること。
	結核	医師により感染のおそれがないと認められていること
	咽頭結膜炎（プール熱）	発熱・充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること
	流行性角結膜炎	症状が消失していること
	百日咳	特有の咳が消失、または抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
	腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111 等）	医師により感染のおそれがないと認められていること
	急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められていること
	侵襲性髄膜炎菌感染症 （髄膜炎菌性髄膜炎）	医師により感染のおそれがないと認められていること

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

令和 年 月 日から登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

◎かかりつけ医の皆様へ

こども園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

◎保護者の皆様へ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を園に提出して下さい。